

FINMAC紛争解決手続事例（2025年1-3月）

証券・金融商品あっせん相談センター
(FINMAC)

当センターにおいて実施した紛争解決手続（あっせん）事案のうち、2025年1月から3月までの間に手続が終結した事案は51件である。そのうち、和解成立事案が40件、不調打切り事案が11件、一方の離脱事案等はなかった。あっせんを実施した事案のうち、紛争区分の内訳は、<勧誘に関する紛争51件>で、<売買取引に関する紛争>、<事務処理に関する紛争>はなかった。

（注）以下の内容は、当センターのあっせん手続きの利用について判断していただく際の参考として、当事者のプライバシーにも配慮しつつ、手続事例の概要として作成したものです。
なお、個々の事案の内容は、あくまでも、個別の紛争に関して、紛争解決委員の立会いの下で当事者間で話し合いが行われた結果であり、それが先例として他の事案にも当てはまるという性格のものではないことに御留意いただく必要があります。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
1	勧誘に関する紛争	誤った情報の提供	株式投信	女	60代後半	<p><申立人の主張> 保有投資信託の為替ヘッジを『あり』から『なし』にスイッチングしようと思い、被申立人担当者に確認したところ、「できない。」と言われたため、損失を出して本件投資信託を解約した。その後、被申立人から、本件投資信託の為替ヘッジを『あり』から『なし』にスイッチングできることが知らされた。本来であれば、為替ヘッジを『なし』にスイッチングできたことから、被った損害約290万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 申立人からの本件投資信託の購入注文受注時に、被申立人は目論見書により商品内容やリスク等の説明を行い、目論見書に記載されているとおり、為替ヘッジ『あり』から『なし』の間のスイッチングが可能であることを説明のうえ、注文を執行していることから、請求には応じられない。</p>	見込みなし	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案した。しかしながら、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切った。</p> <p><紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識を聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したものの、事実関係に係る双方の認識の隔たりは大きく、埋めることができない。しかしながら、本件投資信託は、為替ヘッジありなしの商品であり、申立人が為替動向やスイッチングを気にしていることを被申立人が認識していたのであれば、もう少し申立人に寄り添う形でアドバイスができたと考えることから、本件紛争の迅速かつ円滑な解決のために、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが望ましい。</p>
2	勧誘に関する紛争	説明義務違反	外国為替証拠金（くりっく365）	男	50代後半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者からくりっく365取引を勧められ、申立人が理解できるように取引の仕組みやリスク等を説明されないまま取引し、短期間で多額の損失を被つた。同担当者からの勧説時、本件取引は安心できる取引である旨や金利で稼げる旨の説明があったため、本件取引を行ったものである。被った損害約370万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 被申立人担当者は申立人に契約締結前交付書面等を交付のうえ、本件取引の仕組みやリスク等を十分説明しており、それについて申立人が理解したことを探している。本件取引による損失は、くりっく365取引の仕組みやリスクを理解したうえで取引を行った結果であることから、請求には応じられない。</p>	見込みなし	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案した。しかしながら、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切った。</p> <p><紛争解決委員の見解> 本件取引において、被申立人担当者は申立人に対してメキシコペソの値段が上昇する旨の相場観を述べていることが窺えるが、断定的判断の提供とまではいえない。一方で、申立人が外国為替証拠金取引の経験を有していないことを踏まると、申立人に同通貨が上昇すると思わせてしまった可能性がある。また、メキシコペソの値動きが不安定な状況の中、申立人に取引を開始するよう勧めたことについて疑問を感じる。迅速かつ円滑な解決を図るため、被申立人が申立人に対し、損失額の一一定割合の金額を支払って和解することが望ましい。</p>
3	勧誘に関する紛争	説明義務違反	外国為替証拠金（くりっく365）	男	50代後半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者から、「利益を出すことができる。」と言われ、くりっく365取引を行い、損害を被つた。その後、「損を取り戻す。」と言われて、くりっく365取引等を行い、こちらでも損害を被つた。これら取引は、同担当者から、商品性やリスク等を十分な説明されていないことから、説明義務違反等を理由に、被った損害約3,300万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 被申立人担当者は、いずれの取引についても申立人に対し商品性やリスク等を十分説明しており、申立人が理解したことを確認している。申立人は、自ら取引のリスクを承知したうえで自らの責任と判断により取引を行っている。請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約100万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 本件取引内容を確認したところ、損失額の大半を取引手数料が占めており、一日に複数回の取引を行っていること、夜間、深夜帯を含めて取引が行われていることなどを踏まえると、過当取引であったものと考えることから、被申立人が申立人に対し、一定額の和解金を支払うことにより解決することが望ましいと考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>申立人の家族1名(50代後半女性)から、同一趣旨による損害賠償請求(請求額:約1,000万円)は、約300万円の支払いで和解した。</p> </div>

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
4	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から仕組債を勧められ、リスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。本件仕組債の損害は、同担当者が十分な説明を行わなかったことにより被ったものである。被った損害約720万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は本件仕組債を申立人に勧めた際、本件仕組債の仕組みやリスクを説明しており、申立人が理解したことでも確認している。被申立人は、申立人の投資意向を丁寧に確認し、ハイリスク・ハイリターンを志向する申立人の投資意向を受けて本件仕組債を提案した。本件仕組債と同じ通貨建て債券を購入した経験を有している申立人が、本件仕組債の基本的な仕組みやリスクを理解することは可能であった。請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約100万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 本件仕組債は、それほど複雑な仕組みではなく、申立人の金融商品取引に関する知識や経験に照らすと、基本的な商品性を理解することができたと思われるため、被申立人担当者が本件仕組債の説明を尽くしていれば、商品性等を理解することは可能であったと考える。しかしながら、同担当者が申立人に對し、具体的にどのような説明を行ったのか明確ではないことから、本件仕組債の説明が十分に行われたかどうかについて確認を得ることができない。被申立人が申立人の損失額の一定割合に相当する金額を支払うことで和解はどうか。</p>
5	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	80代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から利金がたくさんもらえる商品であると勧められた仕組債を購入し、損害を被った。同担当者からは知識のない申立人が理解できるような説明を受けておらず、ハイリスク商品であると思わなかった。被った損害約300万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人は他の金融商品取引業者において為替リスクを内包する投資信託を運用していたほか、株式取引の経験があり、本件仕組債における元本毀損リスクを理解するに足る投資経験を有していた。被申立人担当者は申立人から高利回り商品で運用したいとの投資意向に沿って本件仕組債を提案したものであり、必要な説明を尽くしている。被申立人において説明義務違反等はなく、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約200万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 申立人は高齢であり、本件仕組債の商品性及びリスクを正しく認識していないかったことを踏まえると、被申立人によるリスク理解度等の確認及び適合性確認が不十分であったと思われ、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。</p>
6	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	80代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者からトルコリラを参照指標とした仕組債を勧められ、元本が保証された商品との説明を受けて購入し、損害を被った。被った損害約680万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人に本件仕組債を勧説した際、被申立人担当者は、申立人及び同席した申立人の夫に対し商品性やリスクを十分説明しており、元本が保証された商品である旨の説明は行っていない。申立人は夫と相談のうえで、自らの判断で本件仕組債を購入した。被申立人に説明義務違反等は存在しないことから、全額の請求には応じることはできないが、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。</p>	和解成立	<p>○2025年2月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約340万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 被申立人による申立人の属性、リスク理解度、金融資産額等の確認が不十分であったことを踏まえると、被申立人による申立人の適合性確認が十分とはいえないことから、本件仕組債が申立人に適合したものであったのか疑念が残る。他方、申立人は相当の理解力を有する夫が同席のうえで同担当者から本件仕組債の説明を受けており、夫と相談のうえ本件仕組債の購入を決めている。被申立人が申立人に對し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p>
7	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から、トルコリラを参照指標とした仕組債を勧められ、商品性やリスクを十分に理解しないまま購入し、損害を被った。本件仕組債の購入に際し、同担当者が申立人に行った説明は、金融商品取引の経験を有していない申立人に対して十分なものとはいえないことから、被った損害約170万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧説した際、商品性やリスクを一定程度説明しており、申立人が理解したことを確認している。しかしながら、申立人の投資経験等を踏まえると、本件仕組債の商品性やリスクを十分に理解していたかどうかという点について疑いもあることから、請求の一部を負担して、紛争の解決を図りたい。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約70万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 本件仕組債の購入に際し、被申立人担当者が申立人に対して行った商品性やリスクに関する説明について、申立人の投資知識や投資経験を踏まえると、申立人は本件仕組債のリスクを十分に理解しないまま購入した可能性があることから、本件仕組債が申立人に適合した商品であったかどうか疑念が残る。被申立人が申立人に對し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p>

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
8	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	60代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から、金利が良い商品である旨の説明とともに、仕組債を勧められて購入し、損害を被った。本件仕組債の購入に際し、同担当者から本件仕組債の商品性やリスクを十分説明されなかつたため、本件仕組債の商品性やリスクを認識しないまま購入した。被申立人に口座開設する際、保有金融資産や投資経験を申告したが、同担当者から言われたとおりに申告したものであり、実態を反映したものではなかつた。被った損害約280万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧説した際、商品性やリスクを一定程度説明しており、申立人が理解したことを見認している。申立人は本件仕組債の購入前、2度に亘り仕組債を購入しているため、申立人が本件仕組債の商品性やリスクを理解していないかったとは考えにくい。しかしながら、被申立人において、申立人が口座開設する際に申告した保有金融資産や投資経験について、確認が不十分であった可能性があったと考える、請求の一部を負担して、紛争の解決を図りたい。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約40万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 本件仕組債の購入に際し、被申立人担当者が申立人に対して行った商品性やリスクに関する説明について、申立人が本件仕組債の商品性やリスクを正確に認識していないことを踏まえると、被申立人による理解度の確認が十分であったかどうか疑いがあり、本件仕組債が申立人に適合した商品であったかどうか疑念が残る。被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p>
9	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	60代後半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者からトルコリラ参照の仕組債の利点だけを強調して勧められ、安心な商品であると思って購入し、多大な損害を被った。同担当者からは本件仕組債がリスクの高い商品であることを十分説明されず、申立人は商品性を正しく理解しないまま、言われたことを信用して購入した。被った損害約1,600万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債の商品内容及びリスク等を一通り説明しているうえ、申立人がリスク性商品の理解がなかったわけではないことからすれば、一定の適合性がある取引であった。しかしながら、申立人の投資意向、投資経験及び知識に照らすと、同担当者による商品内容及びリスク等の説明が十分に尽くされたとはいえないため、紛争解決委員の見解を踏まえて、解決を図りたい。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約600万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 申立人が本件仕組債のリスクを正しく理解できていたのか疑義があることから、被申立人担当者における説明内容は十分なものではなかつたと言わざるを得ず、また、申立人の属性を踏まえると本件仕組債を勧めたことは問題であつたと思われる。一方、申立人は確認書に署名・押印して取引に応じているため、相応の過失がある。これら的事情を総合的に勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち一定割合に相当する金額を支払って和解してはどうか。</p>
10	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	50代後半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者からトルコリラ参照の仕組債を勧められ、言われるままに購入し、損害を被つた。同担当者からは本件仕組債がリスクの高い商品であるとの十分な説明がなく、利率がいいので大きな損失になることはないと言われ、このことを信じて購入した。被った損害約350万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者が申立人に複数の商品を提案したところ、申立人が本件仕組債の利率に興味を持ち、投資意向を示したため、商品内容及びリスクを説明した。しかしながら、申立人は他の金融商品取引業者において投資信託の取引を行っていたものの、投資経験及び金融商品に関する知識が乏しかつたため、本来であれば、同担当者が時間をかけて丁寧に説明し、申立人の理解度を十分確認すべきところ、属性に照らした説明及び確認を行っていたとはいえないまま取引が行われていた。紛争解決委員の見解を踏まえて、解決を図りたい。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約120万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 被申立人担当者は本件仕組債に係る一通りの説明を行っていることが窺えるものの、申立人が商品性及びリスク等について正しく理解できるところまでの説明はなされていないという心証がある。一方、申立人は確認書に署名・押印して取引に応じているため、相応の過失がある。これら諸事情を勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち一定割合に相当する金額を支払って和解してはどうか。</p>

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
11	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代前半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者から、申立人が保有している債券よりも新興国通貨に関係する仕組債の方がいいと勧められて購入し、損害を被った。同担当者からは本件仕組債を5年間保有していれば利益になると説明されたものの、多大な損害を被るリスクは十分説明されなかった。被申立人の説明義務違反等を理由に、被った損害約2,000万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 被申立人担当者は申立人に本件仕組債について一通り説明を行っているが、申立人の投資意向、投資経験及び知識に照らすと、同担当者における商品性やリスクに関する説明は不十分であった。本件取引は申立人の判断で行われているが、投資経験が乏しく、商品知識もなかったことを考慮し、紛争解決委員の見解を踏まえて、解決を図りたい。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約700万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 申立人が本件仕組債のリスクを十分に理解できていたのか疑義があることからすれば、被申立人担当者における説明や理解度確認が不足していたと言わざるを得ない。一方、申立人は確認書に署名・押印して取引に応じているため、相応の過失がある。これらの事情を踏まえ、被申立人が申立人の損失額の一定割合に相当する金額を支払って和解してはどうか。</p>
12	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代前半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者から、元本が保証されている旨の説明とともに仕組債を勧められ、購入し、損害を被った。申立人は、金融商品に関する知識及び経験が乏しく、本件仕組債の商品性やリスクを説明されていないことから、被った損害約440万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 申立人に本件仕組債を勧説した際、被申立人担当者は申立人に一定の説明を行っている。被申立人に説明義務違反等は存在しないことから、申立人が被った損害全額の請求に応じることはできないが、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約50万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 被申立人による申立人の属性、リスク理解度、金融資産額等の確認が不十分であったことなどを踏まえると、被申立人による申立人の適合性確認が十分とはいえないことから、本件仕組債が申立人に適合したものであったのか疑念が残る。その他、諸般の事情も勘案すると、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p>
13	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代前半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。被申立人に口座開設するまでの投資経験は、投資信託を購入しただけであり、被申立人の説明が不十分であったため、本件仕組債も投資信託と同じような商品であると思って購入した。被った損害約950万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 申立人に本件仕組債を勧説した際、被申立人担当者は、申立人に一定の説明を行っている。申立人は、本件仕組債の購入前に複数の仕組債を購入していることから、本件仕組債の商品性やリスクを十分理解していた。被申立人に説明義務違反等は存在しないことから、申立人が被った損害全額の請求には応じることはできないが、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。</p>	和解成立	<p>○2025年2月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約210万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 申立人の本件仕組債の商品性やリスクに関する理解度及び申立人の投資経験について、被申立人の確認が不十分であったことなどを踏まえると、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのか疑念が残る。その他、申立人の金融資産額からみて、本件仕組債の購入金額の割合が高いことなどを踏まえると、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p>
14	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	法人		<p><申立人の主張> 被申立人担当者から、利金を得られて元本が戻ってくる旨の説明で仕組債を勧められ、商品性やリスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。申立人は、株式等の取引経験を有しておらず、金融商品取引の知識も乏しかったので、被申立人担当者を信じ、勧められるままに本件仕組債を購入した。被った損害約3,000万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧説した際、商品性やリスクを一定程度説明しており、申立人が理解したことを見認定している。申立人が被った損害全額の請求には応じることはできないが、申立人に対し、説明義務及び適合性原則を十分に果たしていたとはいえない可能性があることを踏まえ、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。</p>	和解成立	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約1,700万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 被申立人担当者から申立人に対して行われた本件仕組債の説明は、特にリスク説明が十分であったのか疑念が残る。また、申立人の金融商品知識や投資経験に照らすと、本件仕組債が申立人に適合したものであったのか疑念が生じる。被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p>

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
15	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者は、申立人が金融商品取引により被った損害をできるだけ早く回収できるいい商品があると言って仕組債を強く勧めてきたので購入したところ、損害を被った。申立人は仕組債に関する知識がなく、同担当者から商品性及びリスク等を理解できるような説明を受けておらず、言葉巧みに誘導されたことを信用して購入してしまった。被った損害約760万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人は他の金融商品取引業者において仕組債を含む複数の金融商品の取引を行っており、豊富な投資経験及び金融知識を有している。本件取引は、申立人から被申立人担当者に自らの取引による損失を挽回したいとの強い意向があったため、同担当者が本件仕組債を提案したところ取引に至ったものである。被申立人は、提案から約定までの過程について適正に行っており、商品性を理解できなかった等の申立人の主張には異議がある。請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約80万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 被申立人担当者が申立人に本件仕組債を勧誘する際、契約締結前交付書面を含む提案資料を交付のうえで商品の仕組み及びリスク等を説明していることが窺えるほか、申立人からは確認書を受け入れている。しかしながら、申立人は提案資料を受け取っていないと主張しており、両者の主張には隔たりがあるが、本件紛争の迅速かつ円滑な解決のために、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。</p>
16	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者に元本割れの可能性が低い商品の提案を要望したところ、仕組債を勧められて購入し、損害を被った。同担当者は本件仕組債の商品内容等を十分説明しなかったため、申立人はリスクの高い商品であることを理解していなかった。被申立人の説明義務違反を理由に、被った損害約290万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人は本件仕組債の購入以前にも、被申立人において同種の仕組債を複数回に亘り購入した経験があり、本件仕組債がリスクの高い商品であることを認識していたと考えられる。被申立人担当者は本件仕組債の商品の仕組み及び各種リスク等を十分説明しており、申立人の投資経験、知識、投資意向及びリスク耐性等からすれば、適合性に欠けるところは全くなく、問題のない取引である。請求には応じられない。</p>	見込みなし	<p>○2025年2月、紛争解決委員は次の見解を示し当事者双方に和解を提案した。しかしながら、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申立人が和解には応じないとの意向を示したことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 申立人が被申立人において行った仕組債取引で損失が発生したのは本件仕組債のみであるものの、被申立人担当者が申立人に本件仕組債を勧誘した際、顧客属性の把握やリスク等に係る説明が十分に行われていなかつたことが窺われる等の事情を踏まえ、被申立人が申立人の損失額の一定割合に相当する金額を支払うことで和解してはどうか。</p>
17	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。本件仕組債の購入に際し、同担当者から、債券は株式よりも安全である旨、元本の55%の償還は担保されている旨の説明を受けたことから、本件仕組債をリスクの高い商品であるとは思わずに入れた。被った損害約160万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧説した際、商品性やリスクを一定程度説明しており、申立人が理解したことを確認している。申立人が被った損害全額の請求に応じることはできないが、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。</p>	和解成立	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約60万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 本件仕組債の販売にあたり、被申立人による申立人の投資経験、保有金融資産額の確認手続きが不十分であった可能性がある。また、申立人が本件仕組債の商品性やリスク等を十分理解していないことを踏まえると、被申立人による申立人への本件仕組債の商品性やリスク理解度及び適合性の確認が十分であったのか疑念が生じることから、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p>
18	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者からトルコリラを参照する仕組債を勧められて購入し、損害を被った。申立人はハイリスク商品への投資を望んでいなかった。同担当者は本件仕組債の商品の仕組み及びリスク等を、投資経験が乏しく商品知識もない申立人が理解できるように説明しなかったため、ハイリスク商品と認識することなく購入した。被申立人の説明義務違反等を理由として、被った損害約920万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 金融商品による運用を希望していた申立人に複数の商品を提案し、申立人が利率の高い本件仕組債に興味を示したため、被申立人担当者はリーフレット等に基づいて詳細に説明した。申立人は商品内容及び元本毀損リスク等を理解し、自らの投資判断で契約している。被申立人は、申立人の投資意向や属性等を十分確認しており、法令違反等は認められないことから、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約190万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 被申立人担当者が申立人に本件仕組債を勧説する際に交付した書類等からすれば、商品内容及びリスク等について相応の説明がなされていたことが窺えるが、申立人の保有資産に関する確認が不十分である等、正しく顧客属性を把握できていなかつたため、申立人の適合性に照らすと、ハイリスクな本件仕組債の取引は問題がないとはいえない。これらの事情を踏まえ、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。</p>

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
19	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から良いことばかりと言われて勧められた仕組債を購入し、多大な損害を被った。同担当者から本件仕組債のリスクを十分説明されなかつたため、リスクの低い安全な商品であると認識して購入しました。被申立人に対して被った損害約930万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、申立人に契約締結前交付書面等を交付し、本件仕組債の商品性及びリスクを説明しており、申立人から理解した旨の確認書を受け入れている。申立人は複数の金融商品取引業者において株式及び投資信託等の取引経験を有しており、本件取引は、申立人の投資意向に基づき、余裕資金による投資であることを確認のうえで行われた。被申立人の適合性確認及び説明義務に何ら問題のない取引である。請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約140万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 申立人が被申立人に差し入れている書面等によれば、被申立人担当者が本件仕組債に係る一定レベルの説明を行っており、申立人が取引について承諾していることは窺える。しかしながら、本件仕組債は特に複雑な金融商品であることは否めず、被申立人からの説明により、申立人が商品性及びリスク等を十分に理解していたのかは判然としない。これらの事情を勘案し、被申立人が申立人の損害額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。</p>
20	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	50代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から仕組債を勧められ、リスクを十分説明されないまま購入し、損失を被った。申立人は、国内株式の投資経験しか有しておらず、同担当者から、40%以上の下落はない旨、富裕層の投資商品であるなどの説明を受けたことから、多額の損失を被るリスクのある商品とは認識しないまま購入した。被った損害約3,900万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 本件仕組債の勧説時、被申立人担当者は、申立人に對し、資料に基づき本件仕組債の商品内容及びリスク等を必要かつ十分説明しており、申立人も本件仕組債の商品内容及びリスクを正しく理解していた。本件取引の結果は、自己責任原則に基づき全て申立人に帰属するものであり、被申立人に法令違反はないことから、申請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年2月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約80万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 本件仕組債取引について、基本的には自己責任に基づく取引であり、申立人が被申立人に対して損害賠償を求めるような事案ではないと考える。しかしながら、本件仕組債の勧説時、被申立人担当者が申立人に、本件仕組債のリスクを過少に評価するような楽観的な相場観を伝えることにより、申立人は本件仕組債のリスクを正しく認識していないかった可能性があるとともに、損失額も多額であることから、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことにより和解することが妥当である。</p>
21	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	40代後半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者からトルコリラを参照指標とした仕組債を勧められ、十分な説明を受けずに購入し、損害を被った。本件仕組債の購入時、既にトルコリラを参照指標とした仕組債を保有していたにもかかわらず、同担当者からはリスクの分散に関する提案がなかった。被った損害約460万の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人において、申立人の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引を契約する目的に照らして不適切な勧説を行った事実は認められないことから、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約10万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 本件仕組債の販売時、被申立人担当者から申立人に對し、本件仕組債の元本毀損リスクについて、申立人が真に理解できる程度の説明が行われたかどうかという点、申立人の投資がトルコリラに集中することへのリスク懸念に、どの程度の注意喚起をしたのかという点について、具体的な内容は判明していない。その他、諸般の事情を勘案し、双方互譲のうえ早期円満に解決することを勧める。</p>
22	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	40代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から仕組債を勧められ、ノックインすることはほとんどないと信じ込ませる説明を受け、リスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。被った損害約740万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人には、申立人の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引を契約する目的に照らして不適切な勧説を行った事実は認められない。申立人は本件仕組債の購入以前より、同種の仕組債の購入経験があることから、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約10万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 本件仕組債の販売時、被申立人において、申立人の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引を契約する目的に照らして勧説及び説明に違法な点は認められないと考える。しかしながら、紛争を長期化させないため、双方互譲のうえ早期円満に解決することが望ましい。</p>

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
23	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者に対し、元本割れのない商品を提案するよう求めていたところ、仕組債を勧誘されて購入し、損害を被った。購入に際し、同担当者から仕組債のメリットの説明は受けたものの、リスクやデメリットに関する説明はほとんど受けなかった。投資経験が乏しいこともあります、本件仕組債のリスク等を理解しないまま購入した。被った損害約350万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧説した際、申立人に本件仕組債の商品性やリスク等を十分説明しており、申立人の投資経験を踏まえると、申立人は本件仕組債の商品性やリスク等を理解できる能力を有していた。被申立人に説明義務違反等は存在しないことから、申立人が被った損害全額の請求には応じることはできないが、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。</p>	和解成立	<p>○2025年2月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約120万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 申立人の本件仕組債の商品性やリスクに関する理解度について、被申立人の確認が不十分であったことなどを踏まえると、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのか疑惑が残る。その他、諸般の事情も勘案すると、被申立人が申立人に対し、損失額の一一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p>
24	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められて言われるままに購入し、損害を被った。申立人は投資経験が乏しく、商品知識がないにもかかわらず、同担当者は本件仕組債の商品内容及びリスクを理解できるように十分説明しなかった。被った損害約170万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 申立人は豊富な投資経験を有しており、本件仕組債と同種の商品の取引経験もある。申立人から投資運用を検討している旨を聞いた被申立人担当者は、被申立人の取扱い商品を紹介したところ、申立人が金利の高い本件仕組債に興味を示したため、商品内容及び各種リスク等を十分説明したうえで、申立人自身の判断により購入に至っている。被申立人の説明は尽くされており、申立人はリスクを認識のうえで取引を行っていることから、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年2月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約30万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 被申立人による本件仕組債の商品内容及びリスクに関する申立人の理解度確認が不十分であり、申立人の金融資産総額に対する本件仕組債への投資額の割合が高かったことからすると、申立人に適合した商品であったのか疑惑が残る。一方、申立人はリスクを十分に理解していないにもかかわらず、被申立人に勧められるまま取引に応じたことは落ち度である。これらの事情を勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">申立人の家族1名(60代後半女性)から、同一趣旨による損害賠償請求(請求額:約170万円)は、約30万円の支払いと和解した。</p>
25	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラを参照指標とした仕組債を勧められ、最高ランクの格付けを有する機関が発行体である旨やトルコリラは最安値で元本割れのリスクがない旨の説明を受けて購入し、損害を被った。本件仕組債の商品性やリスク等を十分説明されていないことから、被った損害約350万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧説した際、商品性やリスクを一定程度説明しており、申立人が理解したことを確認している。申立人は本件仕組債の購入前に、仕組債を含め、元本毀損リスクのある金融商品の投資経験を有している。申立人の被った損害全額の請求には応じることはできないが、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約140万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 被申立人による申立人の属性、リスク理解度等の確認が不十分であったことなどを踏まえると、被申立人による申立人の適合性確認が十分とはいえないことから、本件仕組債が申立人に適合したものであったのか疑惑が残る。その他、諸般の事情も勘案すると、被申立人が申立人に対し、損失額の一一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">申立人の家族1名(70代前半女性)から、同一趣旨による損害賠償請求(請求額:約350万円)は、約170万円の支払いと和解した。</p>
26	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者から金利が良い商品であることを強調した説明を受け、仕組債を勧められ、購入し、損害を被った。本件仕組債の購入に際し、同担当者から本件仕組債の商品性やリスクを十分説明されなかったため、本件仕組債の商品性やリスクを認識しないまま購入した。被った損害約290万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 申立人に本件仕組債を勧説した際、被申立人担当者は、商品性やリスクを一定程度説明しており、申立人が理解したことを確認している。申立人は、旺盛な投資意欲を有し、本件仕組債の購入前にも仕組債を購入していることから、本件仕組債を含めて金融商品取引のリスクを認識していた。被申立人に説明義務違反及び適合性の原則違反は存在しないことから、申立人が被った損害全額の請求には応じることはできないが、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。</p>	和解成立	<p>○2025年2月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約90万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 本件仕組債の販売時、申立人が高齢であったことや申立人が本件仕組債の商品性やリスクを正確に認識していなかったことを踏まえると、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのか疑惑が残る。申立人の金融資産額からみて、本件仕組債の購入金額の割合が高いことなどを踏まえると、被申立人が申立人に対し、損失額の一一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">申立人の家族1名(70代後半女性)から、同一趣旨による損害賠償請求(請求額:約230万円)は、約80万円の支払いと和解した。</p>

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
27	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	80代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から勧められた仕組債を購入し、損害を被った。同担当者は、本件仕組債のメリットばかりを強調し、リスク等は申立人が理解できるように説明しなかった。言わされたことを信用して購入してしまった。被った損害約200万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人から余裕資金による運用を検討している意向がある旨を聞いた被申立人担当者は、被申立人の取扱い商品を案内したところ、申立人が高金利である本件仕組債に関心を示したため、リーフレット等に沿って説明した。申立人は長年に亘り株式及び投資信託に投資しており、本件仕組債の商品性及びリスクを十分に理解できた。被申立人に説明義務違反等はなく、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年2月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約50万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 高齢の申立人は本件仕組債の商品性及びリスクを理解しないまま購入していることが窺え、さらに被申立人担当者による申立人の理解度及び適合性的確認が不十分であったと思われることから、本件仕組債が申立人に適合したものであったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">申立人の家族1名(70代後半女性)から、同一趣旨による損害賠償請求(請求額:約200万円)は、約60万円の支払いと和解した。</p>
28	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から仕組債を勧められ、十分説明されないまま言われたとおりに購入し、損害を被った。本件仕組債を購入するまで、仕組債という金融商品があることは知らず、仕組債の商品性やリスクを十分理解しないまま購入した。被った損害約400万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人は、本件仕組債を含めて3回に亘り仕組債を購入しており、いずれの約定時においても、被申立人担当者は、仕組債の商品性やリスク等を資料を用いて十分説明し、申立人が理解したことを確認している。被申立人の説明義務違反及び適合性原則違反に該当する不当な投資勧説を行った事実は存在しないことから、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約30万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 被申立人による申立人の本件仕組債の商品性やリスクに関する理解度の確認状況を踏まえると、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのか疑念が残る。その他、諸般の事情も勘案すると、被申立人が申立人に対し、一定額の解決金を支払うことにより解決することが望ましい。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">申立人の家族1名(50代後半女性)から、同一趣旨による損害賠償請求(請求額:約1,400万円)は、約80万円の支払いと和解した。</p>
29	勧誘に関する紛争	説明義務違反	上場株式	女	50代後半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から、保有株式を被申立人に貸し出せばレンタル料がもらえ、配当金も受け取ることができると言われて株券貸借取引を行ない、多大な損害を被った。申立人は同担当者から複雑な仕組みの取引であることを十分説明されることなく、言われるままに取引を行った。株価上昇後、被申立人が権利行使して当該株式を売却したため、配当金を受け取ることもできなかった。被申立人の説明義務違反等を起因として、被った損害約1億1,000万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は提案資料を交付のうえで申立人の投資意向と実情に沿って本件取引の必要な説明を十分に行っており、申立人は取引の内容及びリスクについて理解したことを示し、自らの判断により取引を行っている。申立人の取引経験、理解力及び投資意向等に照らして、被申立人に本件取引に係る不法行為は認められないため、申立人の請求に応じることはできない。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約700万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 被申立人における勧説行為について法的責任までは認められないと考えられるものの、本件紛争に係る一切の事情や申立人が本件取引における株式を取得した経緯及び属性等を総合的に勘案し、本件紛争の迅速かつ円滑な解決のために、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが望ましい。</p>
30	勧誘に関する紛争	説明義務違反	上場株式	男	70代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から外国株式を勧められ、当該外国株式に関する説明を十分受けることなく購入し、損害を被った。被った損害約400万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人は、インターネット及び経済雑誌等で情報収集を行い、自らの判断により国内外株式や外国債券を中心に取引を行っている。本件外国株式は、被申立人担当者が、申立人からこれまでの損失を取り戻す方法を提案するよう求められたため、同担当者が本件外国株式を提案した後、申立人から本件外国株式を受注したのである。本件外国株式の提案において、被申立人に法令違反行為は存在しないため、請求には応じられない。</p>	見込みなし	<p>○2025年1月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申立人からあっせん手続で和解することはできないとの意思が表明されたため、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができない。被申立人は、申立人の請求には応じられないとの意向を示したため、あっせんでの解決は困難である。</p>

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
31	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	女	40代後半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者から安全な商品であると勧められた債券を購入し、多大な損害を被った。同担当者は本件債券のリスク等を十分説明しなかったため、投資経験の乏しい申立人は商品性を理解しないまま購入した。被申立人の説明義務違反を理由に、被った損害額約2,300万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 被申立人担当者は申立人の投資意向を受けて本件債券を提案した際、商品の仕組み及びリスクを十分説明している。申立人は元本割れリスクのある金融商品の取引経験を有しているため、理解できるだけの知識があり、本件債券は投資意向に沿った商品として申立人自らの判断で購入に至っている。被申立人に説明義務違反等は存しないことから、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約160万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 本件あっせんにおいて、当事者双方から提出された資料や事情聴取の内容を踏まえると、被申立人担当者が申立人に本件債券を勧誘した際、元本が棄損する可能性があることについて申立人が理解できる程度の説明が行われていたのかどうかは疑惑が残る。双方の事実認識に大きな隔たりがあるものの、紛争の早期解決の観点から、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。</p>
32	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	女	50代前半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者から債券を勧められ、十分説明されないまま購入し、損害を被った。被った損害約4,500万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 本件債券の勧誘時、被申立人担当者は申立人に十分説明している。同担当者に説明義務違反等は認められないことから、請求には応じられない。</p>	見込みなし	<p>○2025年2月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたやり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申立人からあっせん手続で和解することはできないとの意思が表明されたため、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切った。</p> <p><紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができない。被申立人は、申立人の請求には応じられないとの意向を示したため、あっせんでの解決は困難である。</p>
33	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	男	80代前半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラ建て債券を勧められて言われるままに購入し、損害を被った。申立人は投資経験が乏しく、商品知識がなかったにもかかわらず、同担当者は本件債券の商品内容及びリスクを申立人が理解できるよう十分説明しなかった。被った損害約580万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 被申立人担当者は、ブラジルレアルに関連する投資信託等に投資している申立人から、運用成績が芳しくないので新たに高利回り商品である新興国通貨の債券に投資したいとの意向を聞いたため、本件債券を提案した。同担当者は、申立人の投資経験及び投資目的等を踏まえて十分説明している。申立人の投資経験からすれば、理解力や判断力に何ら不足はないうえ、自らの判断で取引していることから、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約10万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p><紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の勧誘行為について、通話録音等を確認すると説明義務違反等の法的責任までは認められないが、申立人が高齢者であったことを踏まえると、本件債券のような為替リスクの高い商品が申立人に適合する商品であつたのかどうかは疑惑がある。その他の諸般の事情を踏まえ、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。</p>
34	勧誘に関する紛争	断定的判断の提供	外国為替証拠金（くりっく365）	女	50代後半	<p><申立人の主張> 被申立人担当者からくりっく365取引を勧められ、言われたとおりに取引を行い、損害を被った。同担当者に、投資経験や金融商品知識がほとんどないことを伝えたところ、「任せてもらえ大丈夫。儲けてみせる。」と言われたので取引を行った。本件取引は、同担当者の手数料稼ぎを目的とした勧誘行為に起因するものであり、取引を開始してわずか5ヵ月で運用資金全額を失った。被った損害約300万円の賠償を求める。</p> <p><被申立人の主張> 口座開設の際、被申立人担当者は、申立人に対して本件取引の仕組みやリスク等を説明し、申立人が理解したことを確認している。同担当者は、申立人に適切な相場情報の提供や助言等を行っており、申立人は、自身の責任と判断で取引を行っていた。説明義務及び適合性原則に反する行為を行った事実は認められないことから、請求には応じられない。</p>	見込みなし	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案した。しかしながら、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切った。</p> <p><紛争解決委員の見解> 口座開設の際、申立人が被申立人に申告した収入、職業を考えると、本件取引に用いた金額が余裕資金でないことが容易に想像できる。取引も申立人が主体的に行ったものとはいはず、常に被申立人担当者が取引を行うよう誘導しており、申立人が自ら主体的に行ったものとはいえないと考える。よって、本件は適合性原則違反の著しい事例ではないかという印象がある。</p>

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況	
35	勧誘に関する紛争	断定的判断の提供	上場株式	男	80代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から株式を勧められ、投資判断を行う際の重要な情報を説明されないまま買い付け、損害を被った。購入後、同担当者に、当該株式を売却したい旨を伝えたにもかかわらず、売却を止められたため、損失が拡大した。被った損害約500万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者の本件株式の勧誘について、説明義務違反は存在しない。申立人が主張する情報を伝えていることは事実であるが、当該情報は、信憑性に欠ける情報であり、勧誘する株式について、あらゆる情報を伝えていないことが説明義務に反するということではない。本件株式の勧誘時及び買付時において、被申立人による違法行為は存在せず、申立人の請求には理由がないことから、請求には応じられない。</p>	見込みなし	○2025年3月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申立人からあっせん手続で和解することはできないとの意思が表明されたため、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。	＜紛争解決委員の見解＞ 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、被申立人担当者は、申立人の本件株式の買付けに際し、株式の発行体の情報等について説明していると考える。また、申立人が主張する重要な情報に関しては、申立人に伝えた方がよかつたと思われるが、あらゆる情報を被申立人が伝える義務まではないと考える。被申立人は、申立人の請求には応じられないとの意向を示したため、あっせんでの解決は困難である。
36	勧誘に関する紛争	適合性の原則	外国為替証拠金（くりっく365）	男	40代後半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人でくりっく365取引を行い、多額の損害を被った。被申立人に口座開設する際、被申立人担当者から金融資産額を過大に申告するよう求められるなど、問題となる行為があった。本件取引によって被った損害約700万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人は、本件取引を開始するまでの間、被申立人担当者と3度に亘り面談し、取引の仕組やリスク等の十分説明されたうえで、申立人自身で年収額、金融資産等の申告を含めた口座開設書類を記載し、慎重に検討を重ね、理解したうえで取引を行っている。本件取引は、申立人自らの責任と判断によって主体的に取引されたものであり、その結果についても全て申立人に帰属することから、請求には応じられない。</p>	見込みなし	○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案した。しかしながら、被申立人からあっせん手続で和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切った。	＜紛争解決委員の見解＞ 本件取引による損失は、申立人の自己責任のなかで生じた損失と考えるが、取引開始からロスカットによる終結までの期間が約3か月と短いなかで、紛争となるような不満を申立人が持つに至った原因を考察すると、アラート発生後の被申立人の対応が疎かであったと感じていること等が推察される。被申立人が申立人から受領した手数料の一部を返金する方法によって本件紛争の決着が図られるのであれば、早期かつ円満な解決の観点からも望ましい。
37	勧誘に関する紛争	適合性の原則	株式投信	法人		<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から勧められて投資信託を購入し、損失を被った。同担当者は、本件投資信託の購入資金が修繕積立金であることを認識していたにもかかわらず、本件投資信託を提案していることから、適合性の原則違反等を理由として、被った損害約1,500万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、本件投資信託の勧誘時、申立人に対し、商品内容及びリスク等を説明しており、申立人自身の判断で購入したものである。しかしながら、広義の適合性の原則の観点からすると、申立人への本件投資信託の勧誘は、適切であったとは言い難いと考えるため、あっせん委員の見解を踏まえ、円満な解決を図りたい。</p>	和解成立	○2025年2月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約1,000万円を支払うことで双方が合意した。	＜紛争解決委員の見解＞ 申立人に対して被申立人担当者が本件投資信託を提案したこととは、本件投資信託の購入資金の性質を踏まえると、必ずしも適切であったとは言い難い。また、本件投資信託の購入にあたり、同担当者は申立人に目論見書の交付はしているものの、本件投資信託のリスクの説明において、申立人の誤解を招きかねない表現を用いた疑惑がある。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
38	勧誘に関する紛争	適合性の原則	金利スワップ	法人		<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から十分説明されないまま、デリバティブ取引を契約し、損害を被った。本契約の勧誘時、同担当者からの説明は金利が上昇しないことを前提とした説明に止まっており、リスク説明を受けなかつたことから、説明義務違反等を理由に、被った損害約11億3,000万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、申立人の投資意向を踏まえて円金利スワップションを提案しており、本件契約に際しては、申立人代表者等に本件の商品性やリスク等を複数回の説明しており、商品性やリスク等を十分理解したうえで契約に至っている。申立人の知識、経験、財産の状況を踏まえても、被申立人に適合性の原則違反は存在しない。請求には応じられない。</p>	見込みなし	○2025年1月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申立人からあっせん手続で和解することはできないとの意思が表明されたため、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。	＜紛争解決委員の見解＞ 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは認めることができない。本件における申立人からの請求金額は非常に高額であり、被申立人は、申立人の請求には応じられないとの意向を示したため、あっせんでの解決は困難である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
39	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	女	50代後半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から勧められて投資信託を購入し、評価損を抱えていた。当該投資信託の損失の挽回策として仕組債への乗換えを勧められ、リスクを説明されないまま、投資信託を解約し、仕組債を購入した。本件仕組債は申立人の投資意向に反する金融商品であり、申立人の知識、経験、保有金融資産等からみて適合性の原則に反している。被った損害約1,100万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、本件仕組債を申立人に提案した際、本件仕組債の商品性やリスク等を十分説明しており、申立人が理解したことを確認している。申立人は、被申立人に口座開設する前から、他の金融商品取引業者において、外国為替証拠金取引、先物・オプション取引、外貨建て投資信託等の取引経験を有していることから、本件仕組債のリスク等を十分に理解できる能力を有していた。説明義務違反等の事実は認められないことから、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約160万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 本あっせんにあたり、当事者双方から提出された資料や主張、事実経過を踏まえると、被申立人に、説明義務違反又は適合性の原則違反等の行為があつたと判断することはできないと考える。しかしながら、被申立人において、申立人の保有金融資産の確認を含め、申立人の属性把握が不十分であったと思料されるとともに、外国債券の取引経験を有していない申立人に対し、被申立人担当者が新興国通貨を参考指標とした仕組債を勧説したことは、適切ではなかった可能性があると考える。以上のことから、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p>
40	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	女	70代前半	<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から仕組債を勧められ、断ったにもかかわらず繰り返し勧説を受けたため、購入し、損害を被った。本件仕組債の購入に際し、同担当者から本件仕組債の商品性やリスクに関する説明は受けたものの、金融商品取引に関する知識を有していなかつたため、理解することができなかつた。被った損害約2,300万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧説した際、商品性やリスクを資料を用いて十分説明しており、申立人が理解したことを確認していることから、被申立人の説明義務違反は存在しない。申立人が被った損害全額の請求には応じることはできないが、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。</p>	和解成立	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約1,100万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 本件仕組債の販売時、申立人が高齢であったこと、申立人が十分な投資経験を有していなかつたこと、申立人に対する被申立人担当者の説明が十分でなかつた可能性があること等を踏まえると、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのか疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。</p>
41	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	法人		<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から仕組債を強く勧められた際、「ノックインはしない」と言われ、申立人代表者は元本が大きく毀損することはないと考えて購入し、多大な損害を被った。同担当者は、本件仕組債の商品内容や元本割れするリスクがあることを一切説明することなく、投資に関心のない申立人代表者の意向に反した過大なリスクを伴う取引を積極的に勧めたものである。被申立人の適合性原則違反及び説明義務違反等による損害約1億2,000万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人代表者から豊富な投資経験を有していることや、余裕資金を運用して収益性重視の金融商品への投資意向があることを聞いた被申立人担当者は、本件仕組債について法令及び信義則に基づき必要な説明を丁寧に行っており、「ノックインはしない」と発言した事実はない。申立人の主張には理由がなく、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約3,000万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 被申立人担当者の申立人の代表者への勧説について、適合性原則違反及び説明義務違反等の法令違反があつたとまでは認められないものの、同担当者からの説明内容は、申立人の代表者において本件仕組債がノックインの発生はない、または、ほとんど発生ないと感じさせるものであつたことが窺え、さらに同担当者が申立人の購入原資に係る確認が必ずしも十分ではなかつた可能性があることからすれば、被申立人において一部不適切な部分があつたことは否めない。これらの事情を踏まえ、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払うことで和解することが望ましい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 申立人である当該法人の経営者(60代前半男性)からの同一趣旨による損害賠償請求(請求額:約1,220万円)は、約300万円の支払いと和解した。 </div>
42	勧誘に関する紛争	適合性の原則	上場株式	女	70代後半	<p>＜申立人の主張＞ 株式の現物取引を行っていたところ、被申立人担当者から、「これまでの損失を取り戻すには信用取引しかない。」と言われ、言われるがまま信用取引を行い、多額の損失を被った。申立人が高齢で金融商品取引の知識に乏しく、担当者の言葉を信じるしかない状態に陥っていたことに乘じ、同担当者は過度の売買を行わせ、多額の損害を負わせた。適合性原則違反、過当売買を理由として、被った損害約5,000万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人は、長年に亘り被申立人や他の金融商品取引業者で、株式、投資信託、外国株式、外国債券等、幅広く金融商品取引を行っており、収益性を強く追及していた。申立人から受注する際、被申立人担当者は、銘柄名、数量、値段等を申立人に説明した上で受注しており、約定の都度、数量、約定価格等を報告している。請求には応じられない。</p>	見込みなし	<p>○2025年2月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案した。しかしながら、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切った。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 申立人は、信用取引の経験がないうえに高齢であり、本件信用取引の経験を見ると、申立人は株式についての知識が乏しく、被申立人担当者に勧められるままに売買に応じていたことが窺われる。また、頻繁に売買を行っており、利益が少なく手数料が嵩んでいること、値下がりした状態で決済のタイミングが遅れて損失が大きくなっていることなどが認められる。適合性の原則に反する勧説が行われたと考えられることから、被申立人が申立人の損失額の一定割合に相当する金額を支払うことで和解してはどうか。</p>

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
43	勧誘に関する紛争	適合性の原則	有価証券OP	法人		<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者に対し、リスクの低い金融商品を紹介するよう要望していたにもかかわらず、同担当者からデリバティブ取引を勧められた。仕組みやリスクを十分説明されないまま、極めてリスクの低い取引であるような説明を受けて取引を行い、損害を被った。被申立人は、適合性の原則、説明義務に違反していることから、被った損害約1億5,000万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 申立人及び申立人代表者の金融商品取引に対する知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らし、本件デリバティブ取引を申立人に提案・勧説することが適合性の原則から著しく逸脱したものと評価することはあり得ない。また、申立人担当者が申立人代表者に資料を交付し、本件デリバティブ取引の内容やリスクを理解することができるよう説明を行っている。申立人が主張するような被申立人の適合性原則違反、説明義務違反はいずれも認められず、不法行為は成立しないことから、請求には応じられない。</p>	和解成立	<p>○2025年1月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約2,000万円を支払うことで双方が合意した。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 申立人は、被申立人の本件デリバティブ取引の勧説が適合性原則に違反すると主張するが、本あっせんにおける当事者双方の主張や提出資料を踏まえて、適合性の原則に違反したと認めることができない。しかしながら、申立人代表者が交代したタイミングで高額の金融商品に投資させていることは、適合性原則の観点から問題がないとはいえないと考える。また、申立人に對し楽觀的な相場観を伝えている可能性もあり、申立人代表者が本件デリバティブ取引の特性を十分理解し得たか疑問に思うことから、被申立人が申立人の損失額の一割合に相当する金額を支払うことで和解してはどうか。</p>
44	勧誘に関する紛争	適合性の原則	有価証券OP	法人		<p>＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から十分説明されることなく、有価証券店頭デリバティブ取引を行い、多額の損害を被った。本件取引に際し、被申立人担当者から本件取引の仕組みの詳細を説明されなかつたため、本件店頭デリバティブ取引が、極めてリスクが高く、複雑な取引であることを理解することなく、取引した。本件取引は、申立人の投資経験、金融商品取引の知識、財産状態及び投資意向に不適合であり、適合性原則違反は明らかである。説明義務違反及び適合性原則違反を理由に、発生した損害約2億3,000万円の賠償を求める。</p> <p>＜被申立人の主張＞ 本件取引に際して、申立人代表者が、外国株式を用いたデリバティブ取引の意向があったものであり、代表者に対して説明書面を用いて内容を説明していることから、説明義務違反はない。申立人代表者は豊富な取引経験を有しており、申立人の資産状況を踏まえると、適合性原則違反はない。請求には応じるられない。</p>	見込みなし	<p>○2025年3月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行った。しかしながら、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切った。</p> <p>＜紛争解決委員の見解＞ 本件取引のリスクを正確に理解するためには、参照対象となっている外国株式の株価や為替の動きにより、本件取引の時価評価額がどれくらい変動することになるのか等について、根拠となる計算式や図表を示すなどして、申立人代表者が具体的にイメージできるだけの説明が求められると考える。本件では、その事実経緯が不明瞭であるため、適切な説明を行っていたかという点において疑惑があることから、被申立人にとっても、あっせん手続きで早期解決を図ることは利点があると考える。</p>